広報南国
編集発行　南国市役所
電話(代表)451番
印刷所　安岡印刷所
広報は……みんな
読むもの……つくるもの

久礼田上水道起工

工費一、三三〇万円で

久礼田地区の簡易上水道起工式は一月二十五日、配水池建設予定地で西村市長、野口議長ら市関係者と、各方面の来賓を迎えて行なわれ、明年完成とともに、関係住民三千五百人の長年の悩みも根こそぎ解消することとなつた。

同工事は総工費一千三百三十万円。

まず取水池と配水池の建設を行ない、三十五年度に配水管埋設、ポンプなど諸機械の据付を完成することになつている。

主な工費次のとおり。

取水池九十八万円、配水池三百三十一万円、ポンプ四百七十万円、滅菌装置三十一万円、送水管三百二万円

同和対策審議会結成

――専門部もつくる――

市内の同和行政と同和教育を積極的に推進するための同和対策審議会委員は、このほど市議会、教育関係者、学識経験者などから約二十人が選ばれ五日組織、役員を選任した。

近く対策三カ年計画もたてることになつている。

委員長＝吉村雅男、副委員長＝西村一之、沢田武彦（産業経済部長＝谷田豊喜、厚生部長＝橋田信夫、教育部長＝福川藤茂）幹事＝小笠原豊暢、村山忠夫、浜田義満、山本知一（委員＝野口幸重、久米徳幸、吉本豊（以上市議）、中村二郎、入野順喜、大前正男、川村秀一（以上教育関係）、池知秋水、岡川豊茂、金堂福重、坂本源吉（以上学識経験者）

南国市婦人会連合会結成

会員約七千人の南国市婦連はさる三日、後免野田小学校で結成された。

市から補助金六万八千円を受けて活動することになつている。

現在決めている事業はモデル婦人会の指定、青年団や教育委員との話いなど。

会長＝岡林政衛、副会長＝小松千代、浜田亀子、会計＝中沢道子（浜田良明（国府―陸上野球）、久米徳幸（久礼田―野球）、橋詰哲夫（植田―ソフト）、中司弘光（白木谷―バレーボール）、西岡輝盛（外山―フォークダンス）、島井幸治（岡豊―全般）三宮陽（野田―同）、今井昭夫（岩）、川村正一（伊達野―全般）

才入出一、六三〇万円

上水道特別会計予算

南国市上水道特別会計予算本年度分はさきの市議会で才入出一千六百三十万円に決まつた。内容は次のとおり。（単位千円）

（才入）使用料手数料一、三四〇、国庫支出金三、三二五、県支出金九五〇、繰入金二、一八三、市借八、五〇〇、雑収入一、

（才出）上水道費一五、六八三、公債費五八八、予備費二七、

内訳は才入で繰入金百二十三万八千八百円、才出で委員会費五十七万八百円、事務局費四十五万三千円、調査費二十一万五千円。

小学生体育大会成績

一月十八日の南国市小学生体育大会の成績次のとおり。

マラソン

1武内光仁（白木谷）、2和泉政広（国府）、3川添賢（岡豊）、4浜田彰（岡豊）、5坂本任（久礼田）6和泉周良（国府）、7中沢信幸（領生）、8岡本守雄（大篠）、9中沢高男（岡豊）、10岩橋雅彦（長岡）

ドッジボール

（男子）1岡豊、2日章、3大篠、3後免野田

（女子）1岡豊、2長岡、3久礼田、3三和

恵まれぬ子らにプレゼント

上野田婦人会の人たちは一月下旬、高知市愛仁園をたずね、恵まれぬ子らに座ぶとん、表類など百点余りを贈つた。

これよりさき会員たちは同園を慰問して、資金が少くてみじめな暮しをしているのを知り、この冬をいくらかでも暖かくすごしてもらおうと、座ぶとんづくりや衣類集めをやつたもの。

照明コンクール

売り上げを高めるための「照明コンクール」が近く後免地区の商店街で行なわれることとなつた。

これは四国電力のキモ入りで市産業経済課との話合いで具体的に実施方法が決められる。

優秀なものには四電から賞品も贈られる。

従来高知市に奪われていたお客も照明の工夫によつて魅力をませば、かなり食い止められる見込みである。

共同研究課題

嶺南農研で決める

市北部の嶺南農研会三十五年度共同研究課題は次のとおり決定した。

水稲の増収安定

室内育苗による試験研究（室内育苗器による無假植試験、品種の比較試験、OED使用試験、栽植密度試験）

畑苗代（苗代様式の比較、品種比較試験）と陸稲早期栽培試験研究。

二期作稲の安定増収（品種と苗代日数の試験、畑苗代の試験研究、栽植密度試験）

深耕による増収安定（深耕用トラクター水田発破の効果試験）

病害防除による増収安定（共同防除組織の充実整備、抗生物質による白葉枯病防除、イモチ病防除、葉面撒布効果）

肥培管理の研究（施肥量と時期の影響研究、中耕除草の回数と収量の関係）

果樹の振興と増収安定（カンキツ類はモデル園の設置試作園の設置、集団化と共同機械施設、新農薬と摘果効果、肥料試験＝落葉果樹はブドウのビニール栽培試験、ブドウジベレリン使用試験）

蔬菜園芸の振興（セロリの試作園設置、里イモに対するジベレリン、土壌資材の消毒、各種ノ菜の病害防除）

農機具関係（耕運機の稼動時間調査、穀物乾燥機と乾燥剤の使用価値試験）

簿記、記帳、営農設計

酪農関係（飼料作物の比較試験＝収量と栄養価）

農地の潰廃と轉用

農地を住宅や工場、学校などに転用する場合は、ご存じのように農林大臣か知事の許可を受けなくてはならない。

その転用を許可するかどうかを決めるため、こんど許可基準がつくられることになつた。

転用によるらゆる弊害や悪影響を防いだり、それらをいくらかでも少くするのが狙いになつている。

以下市農業委員会の資料によつて説明してみよう。

（転用許可基準の内容）

(1)都計や工場立地などの計画は、前もつて農業面のことを考えておき、関係機関で話合つてそれぞれの計画の調製をとる。

(2)農業上の必要性と、周りの農地に及ぼす影響

(3)土地の効用を最高度に発揮するような転用であること

(4)農業経営に及ぼす影響

(5)土地の取得資金の調達が確実であること

(6)転用する土地の面積が必要最小限であること

(7)土地の造成施設が適正であること

(8)転用行為を行なう者に、その土地を転用する能力があること

(9)農業用水の確保や、水害、風害、土砂の流出などの防止について十分な措置が講じられること

(10)病害虫の発生や蔓延のおそれがないこと

(11)残地の農業経営が著しく困難とならないこと

(12)残地の農地の利用上著しい支障を及ぼさないこと

(13)通作距離が著しく遠くならないこと

(14)転用行為を行なう者に、その土地を転用するために必要な資金の調達が確実であること

(15)転用行為を行なう者に、その土地を転用するために必要な技術を有すること

(16)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(17)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(18)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(19)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(20)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(21)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(22)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(23)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(24)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(25)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(26)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(27)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(28)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(29)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(30)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(31)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(32)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(33)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(34)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(35)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(36)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(37)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(38)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(39)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(40)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(41)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(42)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(43)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(44)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(45)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(46)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(47)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(48)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(49)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(50)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(51)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(52)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(53)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(54)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(55)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

ポスト

市当局や議会、または個人同士の攻撃にならぬご意見をおよせ下さい。
締切り＝毎月二十日
宛先き＝市役所内広報係

私の気づいたこと

去る十二月十七日のことである。ある用件にて市役所総務課を訪ねた。広い事務室には三、四十人位の机椅子が準備されてある。
而し事務を執つているものは僅かに六、七名、後は全部空席である。「Tさんはいませんかと尋ねると、さあーと云う返事。Nさんはと聴けば、どこえ行つたのだろうと云う、取り着くしまがない
已むを得ず隣の室にて用件をすませ色々話している内、総務課の面々は議会準備の為、稲吉屋という旅館で仕事をしていると云うことがわかつた、同室の者の不親切なそして正直でないのが不愉快で仕方がない、吾腹だたしくさえ思つた。
それから三、四日して又、出掛ければ過日と同様留守である。
ここで考えてみたいことは役所と云う所は、議会準備は勿論のこと、住民福祉増進の為あらゆる事務を司べき場であると思う　然るに其の場を離れて他所で人勢の者が事務をするとは、不都合至極である。
それには色々事情理由もあると思うけれども、それは理由には決してならない。何故ならば、役所はそういう事務を為すが為に設置してあるからである。
旅館の幾室かを使用するに当つて、之は無料で使用が出来るかと云うことである。例え無料であるとすれば、旅館主の迷惑は、このともないことであり、有料とすればこれこそ無駄な費用であつて我々住民としては見逃すことは出来ない。
小額とは云え我々も納税義務者の一人である。その血税の一部を以て支払はれると思ふとこの様な暗費は大いに節約して貰はなければならない。
旅館で事務を執ると云うことに外ならないのである。
どうか将来は住民を犠牲にする様な費用は、全体に慎んで下さい。
十二月の広報もみてもらい市長にもつとしつかりしてもらいたい。（一市民）

主張　広報というもの

市当局にしても、市民の希望（たとえ小さいものでも）を知るうえに広報の〝市民の声〟にまさるものはない筈だし、聞くべきことは聞いて方法をたてる雅量をより大きく持たなくてはならない。
ものごとに理想的にまとまつたものはまずない。
市民の市政に対する関心が強くなり、この広報を通じても市当局や同議会への要望が多い。
「それはこの点が間違つているではないか」「これはこのようにすべきではないか」ということだから市当局や議会にすればいやなこともあろう。だからある方面に「よいことづくめ」のことをのせる希望があるようだが、これは誤りだ。
一例をあげると市長は、市民の声をよく聞いて市政に反映するとうたつている。意志表示の組織を持たない市民が、なによつてその意志を市当局や議会に上達するかといえば、それは〝市民の広報〟だ。
もつとも直接、または議員を通じての意志上達はあるとしても、いいにくい、また小さいことはやりにくいから共通の場である広報にたよるものが多い。これはまた市民の知識ともなり市政への関心も深くなるという目にみえぬ効果も生んでいる。

広報というもの

市当局にしても、市民の希望（たとえ小さいものでも）を知るうえに広報の〝市民の声〟にまさるものはない筈だし、聞くべきことは聞いて方法をたてる雅量をより大きく持たなくてはならない。
ものごとに理想的にまとまつたものはまずない。
市民の市政に対する関心が強くなり、この広報を通じても市当局や同議会への要望が多い。
「それはこの点が間違つているではないか」「これはこのようにすべきではないか」ということだから市当局や議会にすればいやなこともあろう。だからある方面に「よいことづくめ」のことをのせる希望があるようだが、これは誤りだ。
一例をあげると市長は、市民の声をよく聞いて市政に反映するとうたつている。意志表示の組織を持たない市民が、なによつてその意志を市当局や議会に上達するかといえば、それは〝市民の広報〟だ。
もつとも直接、または議員を通じての意志上達はあるとしても、いいにくい、また小さいことはやりにくいから共通の場である広報にたよるものが多い。これはまた市民の知識ともなり市政への関心も深くなるという目にみえぬ効果も生んでいる。
市当局にしても、市民の希望（たとえ小さいものでも）を知るうえに広報の〝市民の声〟にまさるものはない筈だし、聞くべきことは聞いて方法をたてる雅量をより大きく持たなくてはならない。お知らせ〝式の出版物にあまりにも多い欠点とか、あるレベルに達しないことはあり勝ちだから、市政に対しての〝声〟があるのは当然だ。
理由は誕生直後であることや、これに伴うて目の届かないという理由もあろう。たとえば後者のような場合に触れてみる。いまはどうか、執務時間中の職員組合幹部の会議開催は普通に考えると許されないことだ。
市当局がこれを認めているとすれば、いささかなさけ厚きにすぎようし、職組が職場を離れる許可も受けず当然視してやつているなら市民へすまないことだ。
万全を期することはできなくても強固な指揮監督、労務管理が行なわれておれば、このような事態は起らぬのだ。広報は市役所や市民の〝場〟で意見をのべあうことにして、よりよき南国市を築くようにしなくてはならない。

成人になつて

一九六〇年の一月十五日は記念すべき日である。二十才になつた私達には、今までもつていた二十才の感しが成人式と云う一つの場をもつて社会的に公認されたと言う何とも言い表わすすべの出来ない嬉しさがこみ上げてくる。それと同時に社会的な権利、義務とを確認しなければいけないと思う重圧感もある。
今私は周囲を見て成人というものが存在していただろうかと疑問に思う。年をとつて俺は貫ろくなんかよりも世の中を知つている金もあるんだ。権力も握つているのだと言う傲慢さに充ちた指導者がいる。そして二の人は社会の本質的な発展の為に必要な人民の要求反映と言うものを無視して、現在どれと結託したら営利上都合がいゝのかと算用して一部の権力（価値なき）と組んで、ボス支配の強化に走くり廻つている。私は成人になつたと言うこの契機をとらえて、これからの社会の為に成人した六〇〇余名の同志と多数にのぼる青年仲間と手をとり合つて、われわれ青年が夢をもてる南国市、社会の実現につくしていきたく思います。
（三和・浜田勉）

知事賞追加

前々の「市第一産業祭の入賞者氏名」から知事賞を得た西野々、中沢益次さんが落ちていたので追加する。

国府川改修と井堰の統合

井堰について考へてみよう。
天正地検帳によつても明如く、国府川の南北両岸共に古くから開田耕作せられていたが、奥の浅い鉄砲川特有の著しき旱抜に悩まされ、止むを得ず井堰を多数構築、度々の出水に壊れては直し、壊れては直しの乏しい賦役と出費にをのゝき又井堰の為流通不良、溢水も天命とあきらめざるを得なかつたのでしようしかるに約六十年前新改修竜所の完成により水量は増要は半減したが、施設変更の運びに至らず、大正十四年の秋、光満堰の上流部に於て堤防決壊、大水害により幾多の尊い人命を失ひ農地流失の被害を受けたのであります。
今回穴内川ダム建設予定による著しき放水量の増加は益々井堰の必要を認めず、逆流、溢水の危険を増加する事は何人も承知するところです。
この際こそ井堰を撤廃し、水位を下げる事により堤防を相当かさ上げしたと同様の効果があり、野水の排水を計り農民を井堰の維持管理費の負担より開放できるのです。
灌漑用水は最少限の今回最より前世紀の遺物の如き水路をコンクリート巻による近代的なものとすることにより、水量の増加、漏水減害の防止、分水の合理化、常水も確保、あはせて水温問題も解決すると確信するものであります。
（国府川改修促進協議会会長　野利行）

庁内人事に思う

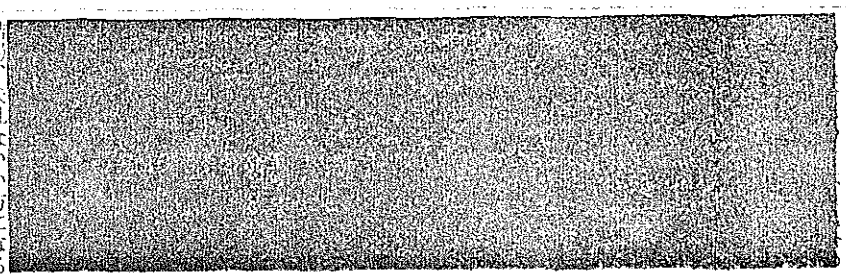

庁内人事は市役所内外の各階層から非難されている。
結局、失礼ないい方になるが、職員の学歴はほとんどが二うが分そる掲投こ似たり寄つたりで、その能力に差はあまりないはず。だとすれば、職員の士気を高め能率の向上をはかるため、これらの起用には一定の基準を設けておくべきだ。たとえば課長クラスは勤続十二年以上、課長補佐は同十年以上、係長は七年以上というように——。
こんどのように、中卒の者が勤続三年足らずで課長補佐になることはどこの世界にもない。
（市政同愛の士）

日を追うてよくなる

……（係から）……
このところ市役所に対する投書が非常に多い。ここに掲載したのはその一部である。
そのほとんどが、庁内の気分引き締めと、職員すべてがより公僕精神に徹するよう求めている。
二カ月にわたつて格付人事がなかつたため、〝私の気づいたこと〟にみるような事実のあつたことは否定できぬが、いまは勤務ぶりも改善されてきた。
この上は、市役所上層部の適切な人事管理にまつべきで、旅館会議も新庁舎建設が実現して、〝場〟を得ることになれば少くなろう。
ただし、市当局としてもこの際〝旅館会議〟を極力避ける方法をおるそかにしてはなるまい。

保健所へ

保健所はもう少し公衆浴場や食品販売業者の指導に乗り出してもらいたい。
全くこうした方面は放任しすぎている。市内の公衆浴場は夜おそくゆくと脱衣場は足の踏み入れもできないほど、綿ボコリが積んでいることが多い。
またパンや生菓子のおろし屋が、よごれた手で、ホコリのついた蓋の上に数えて置き、それをソンつかみにして陳列に入れているが、これは許し人も、その前もう少し清潔にするよう心がけてもらいたいことだし根本的な対策は保健所係員が実態を調査してやつてもらいたい。
こうした衛生行政は警察の手を離れて、保健所に移つてから悪くなつたようにみられるがヒガメというものか。
（市内・一老人）

こうすれば盗難は防げる

帰る時刻、その他必要なことをよく頼んでおくように。
戸締りは厳重にする。また、家を留守にする時は、なるべく留守番を置く。やむをえず一家揃つて外出する時は戸締りを厳重にし、必ず隣りへ行き先や用件を告げておく。
自転車の置き放しは盗んで行けと言うのと同じです。必要でないときや、用件で道ばたへ置くときは、必ずカギをかけ、自分の目のとどくところに置くように注意しましよう。
また、自転車の車籍登録をまだ済ませていない方は、いますぐ、もよりの自転車店で登録を受けて下さい。

教育正常化は夢か否か

浜田春水

南国市野定教委を最後に、過去八年間の思出に触れてみたい。多くの教育課題を眼前にしながら、端的にいえば非武装革命と撹戦の明け暮れではなかつたのか。明治時代、日本の国土に埋められたサンヂカリズムの種子が、終戦後に法の陽光を得て芽を切つたとみるのは誤りだとも思えない。
教育界においては、教師の倫理綱領にその基本精神が布石された。そして教組活動の拠点となす労働者意識を中軸となし、過去相次で点火された闘争問題やその展開ぶりといい、時には他の組織団との連繋活動などには一貫したイズムありと感受されたからだ。
教職にある限りは、かくと知るも知らぬも時潮の声に身を委かせて、否応なく乗込んだ教組丸ではないか。脇見する意見も自由も許されよう筈もない。船はイズムの旨指す取舵にばかり運ばれていく。共産主義も合い即相還戦であつた。サンドルセ理論の示唆か）、天下り指導行政の悪書、教育の官組的自治化を思わすルトルのいわゆる結体理論がその鬼の手と受取つた。企画、下からの盛場りの叫ぶや民主教育を守るなどの声の裏には、アナーキズムの臭があると同時に、一意は多勢の人影がひしめき動く。そして〝要求の前に屈服せよ!!〟これでもか、これでもか、がこの革命型でもある。教師セネストはそれでもなかつたのか。かくて先生方は、四方の景観に目を

ナンコク兵

百田利明

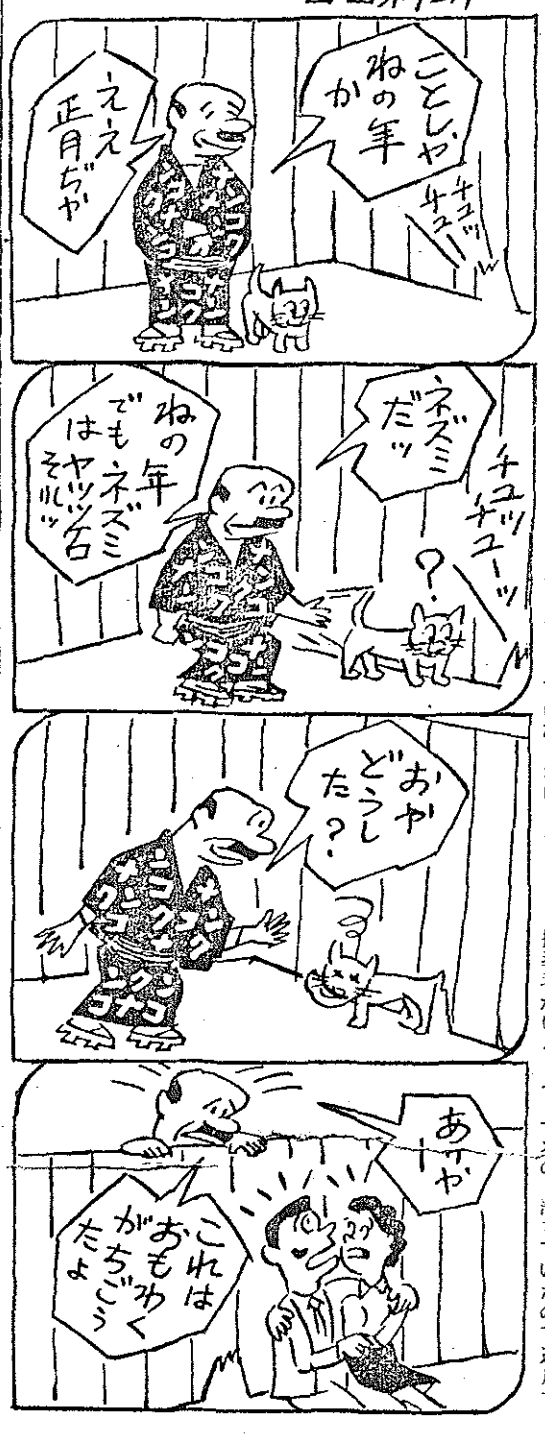

(成)(人)(に)(な)(つ)(た)(人)(た)(ち)

稲生地区

藤田博一、田村高親、沼沢美枝、山岡義典、中沢俊子、前田敏、沢本瓢馬、浜田一郎、中沢士郎、中沢三枝子、田伸夫、松岡俊子、田内律子、浜田佐智子、福井正幸、浜田中美恵子、福重泰男、高橋敏昭、浜田俊男、竹村朝子、井上登美男、島内勇征、戸梶忠義、横矢年夫、森本和郎、横矢美年子、井上香代、山本正子、田中博、井上安男、山本幸作、池森勝恵、田所英児、池森猛、中沢嘉宏、小松春子、窪川節子、竹村美美、松本信子

日章地区

岡本昭、野村節三、山本洋子、池本律子、野村稲実、横山達子、高木美代子、近森草子、北岡学、山下幸子下司順一、長尾和枝、島村久珍、鵜島通夫、小松幸子甲藤初子、渡辺広之、久竹操子、並川百合子、島内昌子、小松岩美、田村美通、奴田原正秀、間村真紀、有沢美枝、山岡義典、中沢俊郎、中沢士郎、中沢三枝子、楠瀬桂子、藤宗智幸、北村宏、沢谷武、今城美佐子、楠瀬弘子、吉本八代、浜田年松、吉井琦弘、末政雄夫吉下昭子、藤宗清一、末政博章、池添幹、藤本三重子、長崎健吉、山本照子、北村平淑恵、尾上憲勝、武市富美子、楠瀬厚良、吉井浩智、楠瀬由香、武市雅男、高村靖彦、伊藤愛子、北村哲男、栗田勝、別役訓子、都築憲可、佐竹美喜子、前田恵美、島本久美、加藤卓一、北村隆道、北村邦雄、山本博道、元吉伸一、西川重光、日和佐光、北村豊子吉田安男、小野宣篤

大篠地区

野村栄子、窪田和子、永沢広三、浜田純一、陸野文雄、田村玲子、坂本弘子、杉村タカ子、川本浩子、沢田敏子、上居伸吉、大和康伸、松岡敬子、森田初子、松本美代、溝淵健夫、中沢靖夫、森美代子、中沢純子、関田佳代、関田迪子、西村幸子、野村啓一、野村雅枝、大谷敦子、池本裕子、橋田祐子千頭麻子、西村初男、中田紘一、田中順、松田早智子田中富士子、西原景良、中大和田愛子、松村美鈴、川久保利通、田内幸子、吉井琦弘、末政雄夫

善行日記

はるひらの子伸

打たれる。
そこにはまた、浜口少年の勤労意慾さえうかがえる。こうした少年が多くなれば青少年問題も自然に解決してくるのではあるまいか。子を持つ人たちに、学校の先生たちに、あえてこの〝善行日記〟をおくることとする。

ぜんこう日記

南国市立香長中学校
三和分室　二B組
浜口宣浩

九月二日　水曜日
僕は学校からの帰り道で道ばたに大きな石があったのでよせてやった。

九月四日　金曜日
僕は下田から映画のフィルムを自転車につんで通った時、溝のふちにオートバイがつゝこんでいたのでよげてやった。

九月五日　土曜日
学校から帰り道の坂でおばさんがようよう上っていたのでおしてあげた。

九月六日　日曜日
お隣りのおばさんがちよつと赤ちやんをだいてと言うのでだいてあげた。

九月七日　月曜日
僕は学校から帰ると校長先生にもらつたピンポンの球を子供に分けてやつた。

九月十日　木曜日
学校で友達が足にびようをたてていたのをとつてやつた。

九月十一日　金曜日
僕は学校から帰りがけに人を自転車につんで来てやつた。

九月十二日　土曜日
朝、お母さんが足がすくんでいると言いだした。僕が「たまらんねえ、毎日歩いて仕事にいくくれて、僕等の為にすまんねえ。一台の自転車があるけんどそれはお父さんがかけもちにいたり僕がのつたりするのでお母さんがのる事ができんねえ。お母さんがかわいそうで僕が学校へつんでいつてあげよう」といつて自転車につんでいきました。それから学校へ来ました。学校へ着いたのは七時半です。

九月十三日　日曜日
僕、海で泳いでいました。僕等が泳いでいる向うでハツパをかけていました。おじさんがあがれとよびましたからすぐ上りました。

今日は晩かけもちに行つた。前浜の繁君の帽子を拔いた。前浜の繁君の帽子を拔いた。もうまつくらで時計を見ると七時半であつた。
㊀へ行つて前浜に来てみるともうないとあきらめていた帽子があつたのでひろつてやつた。

九月二十八日　月曜日
学校へ行きがけに道ばたにくしが落ちていた。僕がひろつておばさんに「これはおばさんのくしだろう」と言うとおばさんは「まあ、どうも有難う」と言つたので僕ははづかしかつた。

九月二十九日　火曜日
僕が学校から帰つてみるとお母さんもまだ帰つていない。お父さんも帰つていないので僕がごはんをたいてやつた。

十月十一日　日曜日
百米走の時、用意ドンで走りました。僕はころんでビリになりました。ビリになつたのはよかつたがすねにきずをしました。

運動会がすんで家にかえつて晩、お母さんが「フイルムを運び」というので自転車で走りました。

少年犯罪を防ぎましょう

南国警察署防犯係

昨年度の管内少年犯罪の罪種を検討して見ますと、放火、強盗罪等の鬼悪犯、傷害、暴行、脅迫、恐喝罪等の粗暴犯、強姦、わいせつ罪等の性犯罪の多いことは、まことに嘆かわしいことであります。また、「ぐ犯行為」といつて犯罪とまでいかないが、犯罪の一歩手前の行為をする者も大変増しています。

少年は明日の日本を背負う大切な国の宝で、これを正しく育成してゆくには皆さんの家庭を中心にして、父兄も学校も警察も互に手をつないで協力していくことがもつとも大切であると思います。

少年犯罪はどのようなことから芽生えてくるのでしようか。

第一に家族の方が無関心だつたことがあげられます。

戦後いろいろな原因が重なりあつて各種、犯罪が激増してきましたが、なかでも少年犯罪の増加が目立つています。

本県の場合、一昨年度検挙した犯罪のうち少年犯罪は全体の約二九パーセントですが、昨年度は全体の約三一・五パーセントを占め、戦後最高です。

南国警察署管内の少年犯罪も右の例にもれず最近非常に増加しており、

子供の学校帰りが不規則になつても気をつけない。

子供が不良友達と遊んだり家財を持出しても気がつかない。そのうちに子供はとりかえしのつかない不良になつて犯罪をおかすようになるのです。

それほどまでになつてもまだ「うちの子に限つて」と気がつかない親も多いようです。子供の人権は尊重してやらねばなりません。しかし家族が買つてやらないものを子供がポケツトから、たばこの吸がでてきたりしたときにはよく気をつけてやるようにし、あまり不良化しないうちに正しい道に戻さなければなりません。

バチンコ、好ましくない映画やエロ本、あるいは良くない友達の誘いなど、子供の心を取り巻く環境にはあまり良くないものが多いたいへん理解ある指導の力と、専門の警察の力とが一つにまとまれば、必ず少年の不良化や犯罪防止の成果が上がると信じます。

遠慮なく警察を利用し、共に手を携えて、少年の不良化を未然に防ぐと共に、不良化した少年は早く正しい道に返しましよう。

◇不良化診断十訓◇

一、態度や顔つきが変つてきた。

二、言葉つきが変わり、ウソが多くなる。

三、服装に今までと変つたところが見え、持物に疑問なものが見られるようになる。

四、学校や勤め先の帰りが遅くなる。

五、外出が多くなる。

六、変つた友人との交際や誘い出しが多くなる。

七、学業成績が急に低下したり、勉強や業務をおこたる。

八、読み物に急な変化があらわれてくる。

九、金づかいが荒くなる。

十、喫煙、飲酒をする。

……俳句……

久礼田　岸　覚

忘年会の帰りに残業の弟に会う

パチンコ屋に飛び込む酒の台父なり

冷たき夜の障子の内に道を問う

冬の日を膝にもらいて星空をつぐ

踏切を通るとき

踏切の種類

第一種＝踏切番のいるもので、交通量の多いところにある。

第二種＝昼間交通量の多いときだけ、踏切番をおく。

第三種＝警報機のついている踏切で交通量がやや少く踏切番をおかない。汽車が近すくとベルが鳴り、赤い灯が点滅する。

第四種＝交通量が少くて、以上のような安全施設のない踏切。

△かならず一時止まつて、汽車が近ずいているかどうかを確かめてから通りましよう。

△警報機が鳴つているときは絶対通らぬようにしましよう。

△汽車が非常ブレーキをかけてから、止まるまでには次のような距離を走ります。

急行列車＝四三〇メートル（時速九十キロで一秒間に二五メートル）
普通列車＝五〇メートル（同七十キロ、同一九メートル）
貨物列車＝三一〇メートル（同五十キロ、同十四メートル）
気動車＝一七〇メートル（同七十キロ、同一九メートル）

大埇竹中部落竹ノ内鎮座の大将軍神社考

松村義正

日下建設工事中の香長中学校の位置で知られている大正竹中部落は、明治の中期竹ノ内と中島とが合一して成つた部落名だと聞いているが、ここの竹ノ内字将軍丸という田圃の中（乙一八七三番の社地一畝十二歩）の小丘老樹の影に古来から俗に将軍様という一宇の社堂が上地の聖敬者によつて維持管理されている。武藤美濃屋の大成した〝南路志〟には大将軍社々地三代竹ノ内土居社領一反とあつて土佐戦国時代名ある侍大将の居つた屋形跡を偲ばしめるものがある。

現在同社の祭神は天の御中主神となつているが、戦国の世に武将の信仰した北辰星霊神の上からいうと、武運長久の造化の主神を祭つていることは妥当といえよう。併し私の考え方は、由来社名と地名とは多く連結しているので、この社を竹内家の御先祖神で武ノ内将軍代々を祭祀されている神社ではあるまいかとも思つていた。

◆処で計らずも、上台白木谷の農友竹中常喜君の来訪をうけ要談の後、同君のいうのに「私の家は竹中姓であるが白木谷の武内姓と同族で家伝の先祖書に大ソネ太夫茂宗入道梅慶（土佐長岡吉用の地を領し朝倉城に移る）―武部少輔茂長（妻は国虎の長女即ち元親の姉）の時、遂に政略結婚は破れて本山氏は長曽我部氏に滅ぼされた。ために祥保は本山氏との旧縁を断つて長曽我部氏に属し各分家筋の待遇をうけて大ソネ竹ノ内の城塁内に館を構えていたのは、当時長曽我部氏の客分安芸老格で大将を良んでいた佐々木権左衛門屋源隆保公である。岡豊城で竹内と姓、そこで竹ノ内の地名の出処もハツキリして来た。隆保、その子保輝の大ソネに居つたのは約四百年前の永禄七年の頃から慶長五年に至る凡そ三十五、六年間であつて、隆保の曽祖父佐々木保綱が京都応仁の乱を避け土佐へ入来したのは延徳二年二月というから今から四百七十年前で、土州本山に下向し本山氏の始祖八大左近太夫重澄入道伊典の一方の大将となつて竹中と言う処に在居、それから城主本山氏ね養明実茂―左近将監茂辰―出雲守茂宗―大和守茂辰―出雲守茂宗―大和守茂辰―出雲守茂宗―大和守